

あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例の素案について

	修正案	原 案（第4回策定委員会 提出分）	修正内容
名称	あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例 ※（案3）に決定	（案1）あま市パートナーシップによるまちづくり条例 （案2）あま市パートナーシップによる協働のまちづくり条例 （案3）あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例	
前文	<p>私たちが住むあま市は、広大な濃尾平野とそこを流れる河川の恩恵を受け、肥沃な大地と豊かな水に恵まれ、農業を中心に発展しつつ、歴史と文化を形成してきました。古来の芸術と華やかさを今に伝える七宝焼、蜂須賀正勝とゆかりのある蓮華寺、そして、尾張四観音の一つで多数の重要文化財を有する甚目寺観音など、古人の残した数多くの遺産と共に暮らすまちでもあります。また、近年は都市化の進展に伴い、田園風景と住宅地との調和がとれた緑豊かな地域を形成しています。</p> <p>あま市は、七宝町・美和町・甚目寺町の旧3町が手と手を取り合って生まれました。互いの特色を生かし、かつ、補完しながらのまちづくりを目指し、地域の連帯感により生まれた助け合いの精神や、数多くの地域活動とそれを支える市民たちによって、より良いまちづくりをしていこうという取り組みが行われています。一方で、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化が、地域のつながりを薄れさせ、市民の連帯感が希薄になりつつあります。また、市民の価値観が多種多様化する中で、その複雑化したニーズに対する公共サービスを行政だけで提供することが難しくなっています。</p> <p>一生涯住み続けたいまちを築いていくには、この地域に顕在し、又は潜在している市民の力、自然・歴史・文化など様々な地域資源を最大限に生かすことが求められます。市民一人ひとりがまちづくりの主役として、まちの課題に自発的に取り組み、その知恵や力を生かし合うために、それぞれが手をつなぎ合える環境を作らなければなりません。また、まちづくりを担う市民、地域組織、市民活動団体及び事業者並びに市が対等な立場で助け合い、パートナーシップを組み、連携し、協働していくことが大切です。</p> <p>パートナーシップの推進は、個々では成し得ない創造的なまちづくりを目指すものです。市民等と行政が共に連携して、豊かな自然を残し、歴史と文化を守り育て、安全安心でぬくもりのある暮らしやすいあま市を築き、さらには明るい未来を子どもたちに残すため、ここにあま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例を制定します。</p>	<p>あま市は、広大な濃尾平野とそこを流れる河川の恩恵を受け、肥沃な大地と豊かな水に恵まれ、農業を中心に発展しつつ、歴史と文化を形成してきました。古来の芸術と華やかさを今に伝える七宝焼、弘法大師が開山し蜂須賀小六が走り回った蓮華寺、そして、尾張四観音の一つで多数の重要文化財を有する甚目寺観音など、古人の残した数多くの遺産と共に暮らすまちでもあります。また、近年は都市化の進展に伴い、田園風景と住宅地との調和がとれた緑豊かな地域を形成しています。</p> <p>本市は、七宝町・美和町・甚目寺町の旧3町がスクラムを組んで生まれました。互いの特色を活かし、かつ補完しながらのまちづくりを目指し、地域の連帯感により生まれた助け合いの精神や、数多くの地域活動とそれを支える市民たちによって、より良いまちづくりをしていこうという取り組みも行われています。一方で、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化が、地域のつながりを薄れさせ、市民の連帯感が希薄になりつつあります。また、市民の価値観が多種多様化する中で、その複雑化したニーズに対する公共サービスを行政だけで提供することが難しくなっています。</p> <p>「一生涯、住み続けたいまち「あま」」を築いていくには、この地域に潜在する市民の力、自然・歴史・文化など様々な地域資源を最大限に活かすことが求められます。市民一人ひとりがまちづくりの主役として、まちの課題に自発的に取り組み、その知恵や力を活かす合うために、それぞれが手を繋ぎ合える環境を作らなければなりません。また、まちづくりを担う市民、地域組織、市民活動団体及び事業者が対等な立場で助け合い、パートナーシップを組み、連携し協働していくことが大切です。</p> <p>パートナーシップの推進は、個々では成し得ない創造的なまちづくりを目指すものです。市民等と行政が共に連携して、豊かな自然を残し、歴史と文化を守り育て、ぬくもりのある暮らしやすいあま市を築き、さらには明るい未来を子どもたちに残すため、ここに市民協働のまちづくりを推進する条例を制定します。</p>	<p>弘法大師の開山等是不詳のため削除、蜂須賀小六は通称のため修正。</p> <p>「スクラム」は日本語として定着していないため、同じ意味合いの言葉に変更。「活かす」は常用外漢字であるため「生かし」に変更。</p> <p>引用ではない形に変更。言い回しの変更。</p> <p>ひらがなに変更。「市」を追加。動詞と動詞の接続なので読点を追加。</p> <p>「安全安心で」を追加。条例の名称に変更。</p>
目的		（案1）この条例は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市民、地域組織、市民活動団体、事業者（以下「市民等」という。）及び市が、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的	

	<p>この条例は、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市が、<u>パートナーシップ</u>によるまちづくりを推進する上で必要な事項を定めることにより、<u>地域の特色を生かした活力ある住み良い地域社会の実現に寄与すること</u>を目的とする。</p>	<p>とする。 (案 2) この条例は、市民、地域組織、市民活動団体、事業者（以下「市民等」という。）及び市が、<u>協働</u>によるまちづくりを進める上で、<u>必要な基本事項</u>を定めることにより<u>住みよいあま市の実現を目指すこと</u>を目的とする。</p>	<p>意味上の区別があるため、「事業者」の前を「及び」に、「市」の前を「並びに」に変更。 言葉の追加、字句の変更。</p>
<p>定義</p>	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) まちづくり <u>地域の特色を生かした活力ある住み良い地域社会</u>をつくるための取り組みをいう。</p> <p>(2) パートナーシップ 市民等及び市が、<u>対等の立場で協力し、かつ、連携し、役割や責任を自覚すること</u>を通じて築いていく相互の信頼関係をいう。</p> <p>(3) 協働 同じ目的のために役割を分担し、<u>かつ、補完し、共に協力して働くこと</u>をいう。</p> <p>(4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及びまちづくりに関わる者をいう。</p> <p>(5) 地域組織 区（<u>合併前の3町の大字の区域をいう。</u>）、町内会、コミュニティ及びこれに類する地域で生活することを縁として活動を行う組織をいう。</p> <p>(6) 市民活動団体 営利を目的とせず、<u>公益的な活動を自主的に行う組織</u>をいう。ただし、その活動が<u>宗教的活動及び政治的活動に該当するものを除く。</u></p> <p>(7) 事業者 市内で事業を営む個人、<u>法人</u>その他団体をいう。</p>	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) まちづくり <u>住みよいまち、豊かな地域社会</u>をつくるための取り組みをいう。</p> <p>(2) パートナーシップ 市民等及び市が、<u>対等の立場で協力・連携し、役割や責任を自覚すること</u>を通じて築いていく相互の信頼関係をいう。</p> <p>(3) 協働 同じ目的のために役割を分担し、<u>共に協力して働くこと</u>をいう。</p> <p>(4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及びまちづくりに関わる者をいう。</p> <p>(5) 地域組織 区、町内会、コミュニティ及びこれに類する地域で生活することを縁として活動を行う組織をいう。</p> <p>(6) 市民活動団体 営利を目的とせず、<u>公益的な活動を自主的に行う組織</u>をいう。ただし、その活動が<u>宗教的活動及び政治的活動に該当しないものをいう。</u></p> <p>(7) 事業者 市内で事業を営む個人<u>及び法人</u>その他の団体をいう。</p>	<p>目的と同じ文言に統一。</p> <p>密接不可分な名詞の場合しか「・」は使用できないため、読点を使用。</p> <p>区の定義がないため、括弧書きを追加。</p> <p>言い回しの変更。</p> <p>最後の語句が「等」「その他(の)」の時は、すべての語句を読点で結ぶ。また「法人」と「団体」が並列の関係にあるため、「その他の」を「その他」に変更。</p>
<p>基本理念</p>	<p>市民等及び市は、<u>第〇条の目的</u>を実現するため、次に掲げる基本理念にのっとり、<u>パートナーシップ</u>によるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 市民参加によって、<u>市民主体のまちづくり</u>に取り組むこと。</p> <p>(2) それぞれの役割と特性を理解し、<u>互いに補完し合いながら、対等な立場</u>で目標を立て協力すること。</p> <p>(3) 理解及び信頼関係を築くために、互いに必要な情報を共有し、活動を推進すること。</p> <p>(4) それぞれが持つ人材、場所、資材、資金、<u>情報等</u>の提供に努めること。</p>	<p>市民等及び市は、<u>地域の特色を活かし、愛着の持てるまち</u>を実現するため、次に掲げる基本理念にのっとり、<u>パートナーシップ</u>によるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 市民参加によって、<u>市民主体のまちづくり</u>に取り組むこと。</p> <p>(2) それぞれの役割と特性を理解し、<u>対等な立場</u>で目標を立て協力すること。</p> <p>(3) 理解及び信頼関係を築くために、互いに必要な情報を共有し、活動を推進すること。</p> <p>(4) <u>まちづくりを進めるため、それぞれが持つ人材、場所、資材、資金又は情報等</u>の提供に努めること。</p>	<p>言い回しの変更。</p>

<p>主体</p>	<p>(まちづくりを担う主体) パートナースイップによるまちづくりを担う主体は、<u>市民等</u>及び市とする。</p> <p>(市民の役割) 市民は、一人ひとりがまちづくりの担い手としての<u>役割</u>を自覚し、地域への関心を高め、自発的にまちづくりに<u>参加し</u>、協力するよう努めるものとする。</p> <p>(地域組織の役割) 地域組織は、地域住民に対してまちづくりへの参加を促すとともに、地域の特性を<u>生かした</u>まちづくりに努めるものとする。</p> <p>(市民活動団体の役割) 市民活動団体は、自らの活動の社会的意義と責任を自覚して、まちづくりに取り組むとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割) 事業者は、地域社会の一員として、協働のまちづくりへの理解を深め、地域社会に貢献するよう努めるものとする。</p> <p>(市の責務) 市は、パートナースイップによるまちづくりの推進に関する<u>施策</u>に総合的かつ計画的に取り組むとともに、協働の促進に向けた環境整備に努めなければならない。</p>	<p>(まちづくりを担う主体) パートナースイップによるまちづくりを担う主体は、<u>市民、地域組織、市民活動団体、事業者</u>及び市とする。</p> <p>(市民の役割) 市民は、一人ひとりがまちづくりの担い手としての<u>責任</u>を自覚し、地域への関心を高め、自発的にまちづくりに<u>参加及び</u>協力するよう努めるものとする。</p> <p>(地域組織の役割) 地域組織は、地域住民に対してまちづくりへの参加を促すとともに、地域の特性を<u>活かした</u>まちづくりに努めるものとする。 <u>地域組織は、他の地域組織、市民活動団体、事業者及び市と協働して、パートナースイップによるまちづくりの推進に努めるものとする。</u></p> <p>(市民活動団体の役割) 市民活動団体は、自らの活動の社会的意義と責任を自覚して、まちづくりに取り組むとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割) 事業者は、地域社会の一員として、協働のまちづくりへの理解を深め、地域社会に貢献するよう努めるものとする。</p> <p>(市の責務) 市は、パートナースイップによるまちづくりの推進に関する<u>施策</u>を総合的かつ計画的に取り組むとともに、協働の促進に向けた環境整備に努めなければならない。</p>	<p>目的で「市民等」とうたっているので修正。</p> <p>理念でうたっているので削除。</p>
<p>施策</p>	<p>(基本施策) 市は、パートナースイップによるまちづくりを推進するため、次に掲げる施策の実施に取り組むものとする。</p> <p>(1) 市政への参画機会の提供に関すること。 (2) 活動に必要な物品等及び場所の提供に関すること。 (3) 情報の収集及び提供に関すること。 (4) 人材、<u>組織等</u>の育成に関すること。 (5) 財政支援に関すること。 <u>(6) 普及啓発に関すること。</u> (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</p>	<p>(基本施策) 市は、パートナースイップによるまちづくりを推進するため、次に掲げる施策の実施に取り組むものとする。</p> <p>(1) 市政への参画機会の提供に関すること。 (2) 活動に必要な物品等及び場所の提供に関すること。 (3) 情報の収集及び提供に関すること。 (4) 人材の育成に関すること。 (5) 財政支援に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>パートナースイップによるまちづくりを推進するため市長が必要と認めること。</u></p> <p><u>(まちづくり基金)</u> 市は、パートナースイップによるまちづくりに関する事業の推進を図るた</p>	<p>組織等を追加。</p> <p>「まちづくり基金」を設置する際に、別に条例を制定する。</p>

	<p>(まちづくり委員会) パートナーシップによるまちづくりの推進に関する必要な事項を審議するため、<u>市に、あま市まちづくり委員会を置く。</u></p>	<p><u>め、あま市まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。</u> <u>基金として積み立てる額は、あま市一般会計歳入歳出予算で定める額とし、協働の促進のための寄附金及び一般財源によるものとする。</u> <u>基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</u> <u>基金の運用から生ずる収益は、あま市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u> <u>市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u> <u>基金は、パートナーシップによるまちづくりに関する事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</u> (まちづくり委員会) <u>市は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する必要な事項を審議するため、あま市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> <u>委員会は、市長の諮問に応じ、パートナーシップによるまちづくりの推進に関することについて審議する。</u> <u>委員会は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。</u> <u>委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。</u> <u>(1) 公募による市民</u> <u>(2) 市民活動団体の関係者</u> <u>(3) 事業所の関係者</u> <u>(4) その他市長が必要と認める者</u> <u>委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>委員会の組織及び運営等についての事項をほかで定めるのであれば削除。</p>
委任	<p>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	
附則	<p>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	